

事業者のための 3R 実践ガイドブック



- リデュース
Reduce ごみの発生、資源の消費そのものを抑制すること (発生抑制)
- リユース
Reuse 使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること (再使用)
- リサイクル
Recycle 廃棄物等を原材料やエネルギー源として利用すること (再生利用)

目次

1 はじめに.....	1
2 事業者の責務.....	1
3-1 事業系廃棄物の区分.....	2
3-2 事業系廃棄物の分別一覧表.....	3
3-3 事業系一般廃棄物、産業廃棄物、どっち?.....	4
4 3Rの実践に向けて.....	5
3R実践のためのお役立ち資料編.....	6
【資料編1】 3R取組チェックリスト.....	7
【資料編2】 3R取組事例.....	13
【資料編3】 オフィス町内会のご案内.....	20
【資料編4】 もったいない・あおもりエコ事業所 エコショップ認定制度のご案内.....	21



はじめに

豊かな自然環境に恵まれた青森県を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが日常生活、そして事業活動の中で「もったいない」の意識を持って、環境に配慮した行動をしていくことが必要です。

その行動の一つが、ごみの減量、リサイクルといった3 R（スリーアール）です。事業活動の中で3 Rを実践することは、環境保全への貢献だけではなく、ごみ処理コストの削減や事業者のイメージアップなど、事業所のメリットにもつながります。

本ガイドブックでは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、主に事業系一般廃棄物の3 R実践に向けて、具体的な取組内容や事例等を紹介しています。本ガイドブックを活用して、3 Rに取り組みましょう。

3 R実践のメリット

コスト削減・経営の効率化

廃棄物の発生を抑制することは、物品の購入費の節約、廃棄物処理コストの低減など経費削減につながるとともに、物品管理、製造工程の合理化といった経営の効率化も期待できます。

事業所全体の環境意識・コスト感覚の向上

3 Rの実践は、社員の環境問題への意識とコスト感覚の醸成を促し、地域の環境美化活動等への積極的な参加や、事務用品等の無駄のない効率的な使用促進が期待できます。

イメージアップ

事業所全体で3 Rを積極的に推進することにより、環境にやさしい事業所としてのイメージアップにつながります。

環境保全への貢献

3 Rの実践による資源の消費抑制、廃棄物の減量は、地域環境の保全、ひいては地球環境の保全につながります。



事業者の責務

事業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、事業活動に伴って生じる廃棄物について次のことが義務づけられています。

1 自らの責任で適正処理

事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

2 3 Rの積極的な推進

廃棄物の3 Rを積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

3 製造・販売段階からの配慮

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行い、製品、容器等が廃棄物となった場合においては、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

4 国や自治体の施策への協力

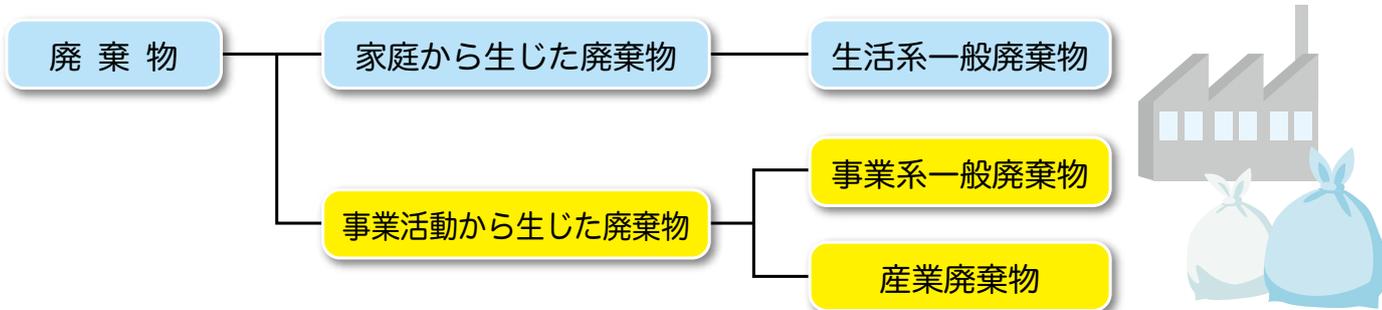
廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

3-1

事業系廃棄物の区分

事業活動に伴って生じた廃棄物は種類によって一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理方法も異なります。まずは、この区分を正しく理解することが3Rの第一歩です。

○廃棄物の区分



※事業活動には、店舗・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・社会福祉施設・官公庁などのサービス等も含まれます。

○事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、それ以外は事業系一般廃棄物となります。

事業系一般廃棄物は、市町村のルールに従って自ら一般廃棄物処理施設に持ち込むか、一般廃棄物の処理業者へ委託して処理します。一方、産業廃棄物は自ら処理するか、産業廃棄物の処理業者へ委託して処理します。

また、排出された廃棄物が事業系一般廃棄物となるか産業廃棄物となるかについては、廃棄物の種類や排出事業者の行う事業活動により判断されることとなります。

そこで、事業活動に伴って生じた廃棄物の区分の理解を深めるために、次ページの事業系廃棄物の分別一覧表を見ていきましょう。



事業系廃棄物の分別一覧表

ごみの分別・回収方法は市町村によって異なります。必ず市町村のホームページ等で確認してください。

事業系一般廃棄物

資源ごみ

従業員の飲食等により発生したもの

ペットボトル

ビン

アルミ缶
スチール缶

その他のプラスチック 例) 白色トレイなど
※資源ごみに区分していない市町村もあります。

分別するとき必ず
洗浄してください。

資源ごみとして
処理施設へ自己搬入するか、
許可業者へ委託してください。

布類（建設業や繊維工業から発生するものは除く） ※資源ごみに区分していない市町村もあります。

資源ごみ

新聞紙

段ボール

雑誌

OA用紙

※紙ごみは種類ごとに紙ひもでしばるなどして分別してください。
※オフィス町内会の回収を利用することもできます。

ざつがみ 雑紙
紙箱や包装紙、名刺、封筒などの古紙。
「その他の紙」として区分している場合もあります。
封筒や紙袋に入ると簡単にまとめられます。

リサイクルできない紙 例) 防水加工されているもの、感熱紙、写真、圧着はがきなど

生ごみ（食品製造業などの業種から発生するもの（動植物性残さ）を除く）

木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業などから発生するものを除く）

不燃ごみ

従業員の飲食後のガラスびん、茶碗などで、割れたり汚れたりしてリサイクルできないもの

産業廃棄物の種類ごとに分別し、産業廃棄物処理業者への委託などにより適正に処理しましょう。

産業廃棄物

あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業、建設業に係るもの
	2 汚泥		14 木くず	木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、建設業、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）
	3 廃油		15 繊維くず	繊維工業に係る天然繊維くず、建設業に係るもの
	4 廃酸		16 動植物性残さ	食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	5 廃アルカリ		17 動物性固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物
	6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	7 ゴムくず		19 動物の死体	畜産農業に係るもの
	8 金属くず		20 ※令第2号 第13号廃棄物	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（※廃棄物処理法施行令）
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	10 鉱さい			
	11 がれき類			
	12 ばいじん			

3-3

事業系一般廃棄物、産業廃棄物、どっち？

廃棄物の種類によっては、特定の事業活動に伴い排出されたもののみ産業廃棄物に区分されます。次のチェックシートで事業系一般廃棄物、産業廃棄物の区分を確認してみましょう。

①紙くず

チェック その紙くずは、次のいずれかに当てはまりますか？

- ア パルプ、紙又は紙加工品の製造業により生じたもの。
- イ 新聞巻取紙を使用して印刷業務を行う出版業により生じたもの。
- ウ 印刷出版を行う出版業により生じたもの。
- エ 製本業・印刷物加工業により生じたもの。
- オ あなたの事業が建設業であって、かつ、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。

産業廃棄物 ← はい いいえ → 事業系一般廃棄物

②木くず

チェック1 その木くずは、次のいずれかに当てはまりますか？

- ア 木材又は木製品の製造業（家具の製造業含む）により生じたもの。
- イ パルプ製造業により生じたもの。
- ウ 輸入木材の卸売業により生じたもの。
- エ 建設業で、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。
- オ 物品賃貸業により生じたもの。

産業廃棄物 ← はい いいえ

チェック2 その木くずは、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）ですか？

産業廃棄物 ← はい いいえ → 事業系一般廃棄物

③動植物性残さ

チェック その動植物性残さは、次のいずれかの事業から発生したものに当てはまりますか？

- ア 食品製造業
- イ 飲料・飼料製造業
- ウ 医薬品製造業
- エ 香料製造業

産業廃棄物 ← はい いいえ → 事業系一般廃棄物

※その他のものについては、前ページ「分別一覧表」中の「産業廃棄物・特定の事業活動に伴うもの」を確認して、適切な廃棄物の処分を行いましょう。

4

3 Rの実践に向けて

3 Rの実践に向けては、①廃棄物の発生量等の現状を把握した上で、②3 R実践に向けた計画を立て、③事業所全体で実践意識を共有して計画を実行することが重要です。そして、④定期的に取り組状況等を確認し、更なる改善を図っていきましょう。

また、これらの取組を実施するに当たって、全体の責任者や部署ごとの担当者を決めるなど、事業所の状況に合わせて実施体制を整えることが効果的です。

3 Rの実践手順

STEP 1 現状把握

- ① どのような廃棄物がどれくらい発生しているか、種類と量を把握する。
- ② 発生した廃棄物を現在どのように処理しているか確認する。
- ③ 3 Rの取組がどの程度実践されているか確認する。

資料編1 「3 R取組チェックリスト」により確認してみましょう。(P 7～12)

STEP 2 計画の作成

- ① コピー用紙など使用量の削減が可能なもの、使用済の紙類など資源化が可能なものを洗い出す。
- ② これらについて、使用量、発生量などの目標値等を設定する。
- ③ 廃棄物の発生抑制につながる物品の使用方法、廃棄する際の分別方法、廃棄物の保管場所の確保など、廃棄物の減量、資源化の具体的な手順を整理し、3 R実践のための計画をたてる。

資料編1 「3 R取組チェックリスト」は計画の際の具体的な取組項目としても活用できます。(P 7～12)

資料編2 「3 R取組事例」を参考に、効果的な実践方法を考えてみましょう。(P 13～19)

資料編3 「オフィス町内会」(P 20)、**資料編4 「エコ事業所認定制度」**(P 21～22)などの仕組み、制度の活用も考えてみましょう。

STEP 3 実行

- ① 計画の内容を周知し、事業所全体で計画を実行する。
- ② 研修などにより従業員の環境保全意識の向上を図る。

STEP 4 結果の確認と改善

- ① 廃棄物の発生量やコピー用紙の使用量など、目標達成の指標となるものの実績を定期的を確認する。
- ② 自己チェックなどにより取組状況を定期的を確認する。
- ③ これらの確認結果を踏まえ、取組が十分でない部分の課題を洗い出し、計画・実行の見直しを図る。



責任を持って取り組む担当者を決めると効果的に進めることができます。

★この手順を繰り返し、継続的に改善を進めていきましょう。

3 R 実践のためのお役立ち資料編

3 Rの実践に向けての4つの手順について前のページで示しましたが、具体的に何をどうすればよいのか分からない場合もあると思います。

そこで、「資料編」として、事業所での3 R実践に当たったのヒントとしてお使いいただけるよう各資料をまとめましたので、参考にしてください。

資料編1 3 R取組チェックリスト (P7~12)

3 R実践の第一歩として、事業所等から発生する廃棄物の発生量やその処理の状況を把握するとともに、事業所において3 Rの取組がどの程度実践されているか確認してみましょう。

各取組例は、3 Rの実践計画を立てる際の具体的な取組内容にもなりますので、取組チェックの後は計画に基づく取組項目としてご活用ください。

<チェックリストの使い方>

① まずは全業種共通のチェックリストA・Bでチェック!

全業種に共通する取組例を、チェックリストA「全業種共通基本編」とチェックリストB「全業種共通3 R実践編」に示していますので、業種にかかわらず、この2つのチェックリストを活用してください。

② 業種特有の取組はチェックリストC~Fでチェック!

上記の全業種共通の取組例のほか、「卸売業、小売業編」、「宿泊業、飲食サービス業編」、「製造業編」、「建設業編」の取組例を示しています。これらの業種に該当する事業所については、上記

①と合わせて、個別のチェックリストもご活用ください。

資料編2 3 R取組事例 (P13~19)

取組チェックの後は、どのような取組を進めるかについて計画を立て、3 Rの実践に入りましょう。

チェックリストに示した取組内容を実践する際には、例えば物品の管理方法や環境配慮への従業員への意識付けのための工夫や、各業種の特徴に応じた取組など、より効果的な方法が考えられます。

3 R取組事例では、もったいない・あおりエコ事業所・エコショップの認定事業所 (P21~22 参照) のうち、これまで特に優れた取組として「もったいない・あおり賞」等を受賞した事業所の中から主な取組を紹介していますので、これらの取組を参考に、できることから始めてみましょう。

「もったいない・あおり賞」

青森県では、低炭素・循環型社会をめざし、「もったいない」を合言葉に、県民一丸となって省エネルギーやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組をすすめる「もったいない・あおり県民運動」を推進しています。

県民運動の推進主体である「もったいない・あおり県民運動推進会議 (会長: 青森県知事)」では、毎年、もったいない・あおりエコ事業所・エコショップの認定事業所等を対象として、環境に配慮した優れた取組を行った団体等を「もったいない・あおり賞」として表彰し、その取組事例を広く紹介しています。

資料編3 オフィス町内会のご案内 (P20)

青森県では、事業所から排出される紙類のリサイクルを促進するため「オフィス町内会」のネットワークづくりを進めています。紙類リサイクルに取り組む際の参考にしてください。

資料編4 もったいない・あおりエコ事業所・エコショップ認定制度のご案内 (P21~22)

3 Rなど環境に配慮した取組を実践している事業所を青森県が認定する制度です。環境にやさしい事業所としてのPRにもつながりますので、本制度を積極的に活用しましょう。

チェック
リスト A

全業種共通基本編

項目	取組内容	実 施 している	一部で実施 している	実施して いない
3 R 推 進 体制づくり	3 R など環境配慮行動の担当者や担当部署を決めている。			
	事業所等における廃棄物の発生量や資源化量を把握している。			
	コピー用紙や消耗品の、在庫や使用量を定期的に把握している。			
	廃棄物の発生量等の削減目標を設定している。			
	3 R 推進のための取組を計画的に実施している。			
	3 R 推進のための取組の確認と、確認結果を踏まえた取組の改善を行っている。			
法 令 等 の 順 守	一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、廃棄物処理法や市町村の分別ルールに基づき適正に処理している。			
	パソコンや特定家庭用機器（テレビ、エアコン等）、フロン類を含む機器（業務用エアコン、冷蔵庫等）等を廃棄する場合は、関係法令に基づき適正に処理している。			
従 業 員 等 へ の 働 き かけ	廃棄物の分別手順等を決め、事業所内に周知している。			
	3Rによるごみ減量等について社内での研修を実施している。			
そ の 他	再生紙など、環境に配慮した製品を選択するグリーン購入を推進している。			
	印刷物を作成する際は再生紙の使用に努めている。			
	もったいないあおもりエコ事業所・エコショップ認定制度※（P21～22参照）の認定を受けている。			
	食品ロス削減のための3010運動を実践している。（P10参照）			

■パソコンのリサイクルについて

使用済みパソコン（デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ）については、「資源有効利用促進法」の規定により、メーカーや輸入販売業者にリサイクルが義務付けられています。

【排出申込先】

- メーカーがわかっているパソコンは、「**メーカー**」が回収・再資源化の受付窓口になります。
- 回収するメーカーがないパソコンは、「**パソコン3R推進協会**」が回収・再資源化の受付窓口になります。

※詳しくは、「(一社) パソコン3R推進協会」ホームページをご覧ください。

【(一社) パソコン3R推進協会】

<http://www.pc3r.jp/>



■特定家庭用機器のリサイクルについて

特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、「家電リサイクル法」の規定により、メーカーや輸入販売業者にリサイクルが義務付けられています。

【排出申込先】

- 「**購入した販売店**」又は「**買い替えをする販売店**」が回収・再資源化の受付窓口になります。
- 購入した販売店がわからない場合や、買い替えをしない場合は、「**事業所が所在する市町村**」が回収・再資源化の受付窓口になります。

※詳しくは、「(一財) 家電製品協会家電リサイクル券センター」ホームページをご覧ください。

【(一財) 家電製品協会家電リサイクル券センター】

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>





全業種共通3R実践編

	項目	取組内容	実 施 している	一部で実施 している	実施して いない
リデュース (発生抑制)	紙の使用 量の削減	コピー等の際は両面印刷、集約印刷を推奨している。			
		電子データ化によるペーパーレスを推奨している。			
		印刷物の作成は必要最小限に抑える。			
	使い捨て商品 の使用抑制	ワンウェイの商品（使い捨て商品）の使用は控える。			
		詰め替え式の事務用品、洗剤等、ごみの発生が少ない商品を利用する。			
	適切な 在庫管理	事務用品の購入に当たっては、必要量を十分に確認し、無駄な在庫を持たないようにしている。			
	そ の 他	従業員が安易にごみを捨てないようごみ箱を減らす。			
従業員にマイボトル、マイバッグの持参を推奨する等、容器包装ごみを出さないようにしている。					
リユース (再使用)	紙の再使用	片面コピー紙で不要となったものやミスコピーとなったものは、内部資料やメモ用紙などに再使用（裏面使用）している。			
	事務用品等 の再使用	不要となった事務用品、事務机等は、他の部署で再利用している。			
		封筒、ファイル、フォルダー等は、繰り返し使用している。			
メーカーによる回収の活用	コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジは、メーカーによる回収等を活用している。				
リサイクル (再生利用)	紙の資源化	使用後の紙をOA用紙、新聞、段ボール、雑紙等に分別している。			
		機密文書を溶融やシュレッダー古紙として資源化している。			
	そ の 他	従業員の飲食等で発生したびん、缶、ペットボトル等を資源回収業者等に引き渡している。			

チェック
リスト C

卸売業、小売業編

※チェックリストC～Fは業種別の取組事例を示しています。業態によっては該当しない取組もありますので、その際は関係する取組についてチェックしてください。

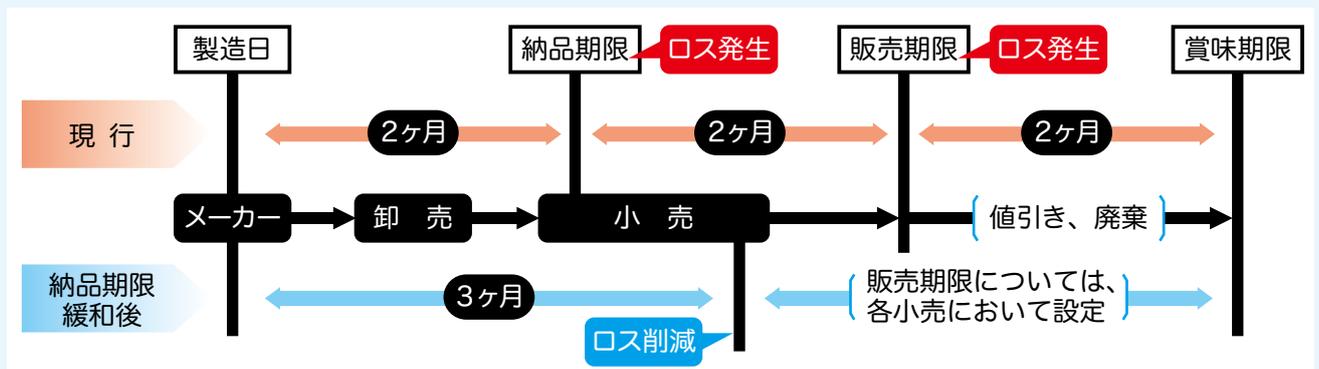
	項目	取組内容	実施している	一部で実施している	実施していない
リデュース (発生抑制)	商品廃棄の削減	消費期限切れ商品などの廃棄を削減するための工夫、販売管理を行っている。			
	レジ袋の削減	買い物袋持参時のポイント制度やレジ袋の有料制などを導入し、消費者に買い物袋の持参を呼びかけるなど、レジ袋の削減に取り組んでいる。			
	梱包資材の削減	簡易包装及びノー包装を推進している。			
	修理体制の構築	商品の修理体制を構築している。			
リユース (再使用)	詰め替え商品等の推奨	詰め替え商品やリターナブルびん入りの商品等を積極的に販売している。			
リサイクル (再生利用)	再生品の使用・販売	エコマーク商品など環境に配慮した商品を積極的に販売している。			
	生ごみの資源化	食料品の加工くず、売れ残り品等を堆肥化等により資源化している。			

■食品製造業、卸売業及び小売業における商慣習（3分の1ルール）について

小売店などが設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限は、商慣習として製造日から賞味期限までの期間を3等分して設定される場合（いわゆる3分の1ルール）が多く、食品廃棄発生のひとつの要因とされています。

3分の1ルールに捉われずに納品期限や販売期限を緩和することによって、食品廃棄量の減少、ひいては食品廃棄に係る費用の節減につながります。

※賞味期限6ヶ月の例





宿泊業、飲食サービス業編

※チェックリストC～Fは業種別の取組事例を示しています。業態によっては該当しない取組もありますので、その際は関係する取組についてチェックしてください。

	項目	取組内容	実 施 している	一部で実施 している	実施して いない
リデュース (発生抑制)	生 ご み 削 減	調理時の調理くず削減のため、調理方法等を工夫している。			
		小盛り・ハーフサイズメニューの設定等、食べ残しが出ない工夫をしている。			
		生ごみを排出する前の水切り等、減量化を図っている。			
		3010運動など、利用者に食べ残しの削減を呼びかけている。			
そ の 他	利用者への飲食物、サービス等の提供の際にワンウェイの商品（使い捨て商品）の使用を控えている。				
リユース (再使用)	再 利 用 で き 容 器 使 の 推 奨	酒類、しょうゆ、ジュースなどは、リターナブルびん等の再利用できる容器を使用した商品を積極的に仕入れている。			
	そ の 他	手洗い用洗剤やシャンプーボトル等について詰め替えのできる備品を設置している。			
リサイクル (再生利用)	生 ご み 等 の 資 源 化	食べ残しや調理くずを堆肥化等により資源化している。			
		廃食用油を分別排出し、資源化している。			

さんまるいちまる

3010運動

日本の食品ロス（平成27年度）は、年間約646万トン。そのうち外食産業の食品ロスは、年間約133万トン。特に宴会料理は、約7皿に1皿が食べ残しで廃棄されています。

そこで、青森県では宴会時における大量の食品ロスを減らすため、宴会の最初の30分と最後の10分は自分の席で料理を食べる「3010運動」を推進しています。



青森県食品ロス削減キャラクター
「ゴミヘルズ」

チェック
リスト E

製造業編

※チェックリストC～Fは業種別の取組事例を示しています。業態によっては該当しない取組もありますので、その際は関係する取組についてチェックしてください。

	項目	取組内容	実 施 している	一部で実施 している	実施して いない
リデュース (発生抑制)	資源使用量の削減	製造過程での廃棄物や残材の発生を抑制している。			
		素材や設計の改良により、寿命の長い製品を開発、生産している。			
	梱包資材の削減	生産、加工段階での包装、梱包について、簡易包装、ノー包装を推進している。			
		資源使用量の少ない製品など、環境負荷の低い製品の企画、設計を推進している。			
その他	修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上及びそのPRを行っている。				
リユース (再使用)	再使用可能な製品等の生産	詰め替え商品の容器等、再使用が可能な製品の生産を推進している。			
リサイクル (再生利用)	技術開発の推進	分別・再生利用しやすい製品の企画・設計を推進している。			
	製品表示の工夫	製品の分別方法など、消費者が再生利用しやすい表示にしている。			
	その他	製品原料に再生資源を積極的に利用している。			

■リサイクル製品認定制度について

青森県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、リサイクル製品認定制度を設けています。

認定を受けた製品の使用を推進するため、次のような支援を行っています。

- 1 認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売することができます。
- 2 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定製品の性能、品質、数量、価格等を考慮し、優先的な使用に努めます。
- 3 県は、認定製品の使用を推進するため、県民・事業者の皆さんや県内の市町村等に対して、ホームページやパンフレット等で認定製品に関する情報提供を行います。

リサイクル製品の認定申請や認定リサイクル製品の活用を通して、資源の循環的な利用や廃棄物の減量化を推進していきましょう。



チェック
リスト F

建設業編

※チェックリストC～Fは業種別の取組事例を示しています。業態によっては該当しない取組もありますので、その際は関係する取組についてチェックしてください。

	項目	取組内容	実 施 している	一部で実施 している	実施して いない
リデュース (発生抑制)	資源使用量の削減	資材の簡易梱包を推進している。			
		必要な数量を正確に把握し、余らせないような資材管理を行っている。			
		工場にてあらかじめ使用する寸法に加工された資材を搬入、使用するなど、現場加工による廃棄物の発生を抑制している。			
リユース (再使用)	型枠等の再使用	型枠材やパレットなどは、可能な限り再使用している。			
リサイクル (再生利用)	建設資材廃棄物のリサイクル	建設資材廃棄物の分別を徹底している。			
		建設現場から発生したコンクリートくずを中間処理業者等に引き渡し、再生砕石としてリサイクルしている。			
	設計段階での工夫	建物の設計において解体・分別しやすい設計を推進している。			
	リサイクル製品の使用	工事資材にリサイクル製品を積極的に利用している。			

【認定リサイクル製品の施工事例】

認定リサイクル製品の品質・安全性をPRし、普及の促進を図るため、青い海公園周辺で実際に使用しました。

インターロッキングブロック



フェロニッケルスラグ、廃ガラスピンを使用した製品です。

木製ベンチ



ヒバの間伐材、低位利用木材を使用した製品です。

木製案内板



スギの間伐材、低位利用木材を使用した製品です。

詳しくは青森県のホームページをご覧ください。

【青森県リサイクル製品認定制度】

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyoy/nintei_recycle.html



取組事例 1

十和田パイオニア株式会社（十和田市、製造業）

平成30年度青森県循環型社会形成推進功労者表彰受賞（青森県）
 平成29年度3R推進功労者等表彰 3R推進協議会会長賞受賞（3R推進協議会）
 平成28年度もったいない・あおり賞受賞（青森県）

1 徹底した在庫管理によるリデュース

○在庫の「見える化」で必要なものを必要な分だけ購入

- ・ 事務用品や、トイレトーパー及び洗剤など在庫の「見える化」による適正な在庫管理により、余分な購入をしないようにしています。
- ・ また、在庫管理は発注から商品が届くまでの日数により、最少単位を個々に設定し、管理することにより無駄な購入を抑制し、必要なものだけを購入することで最終的な廃棄量の削減に努めています。



管理部門での在庫管理

○事務用品はみんなで共用

- ・ 共用事務用品置き場を設置して、穴あけパンチなど使用頻度が低い事務用品の個数抑制を図っています。使用時には使用者が自分の名札を使用物品の置き場に置くことで、共用事務用品が行方不明にならないよう工夫しています。
- ・ 普段よく使うペンなどは「一人一本」持ちとしています。



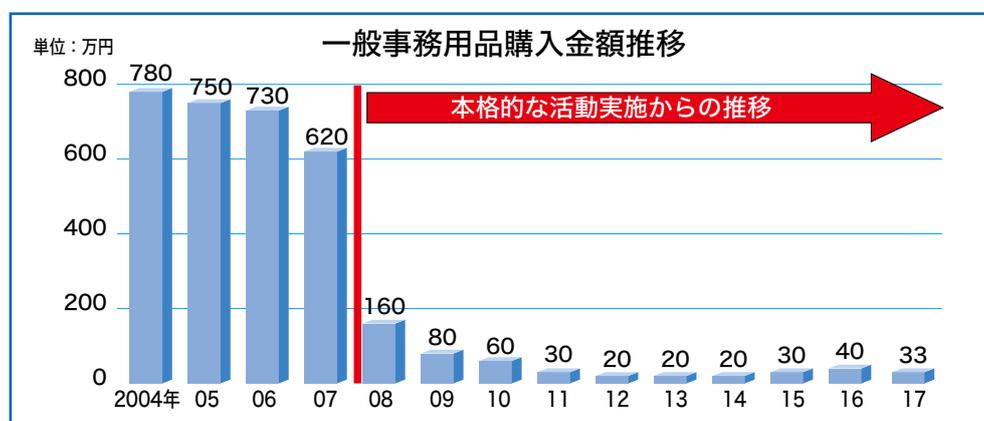
共用事務用品置き場



個人机の引き出し

○これらの取組で大幅なコスト削減実現

こうした在庫管理の徹底、事務用品の効率的な利用に努めた結果、2004年に約780万円だった一般事務用品の購入額が、本格実施を始めた2008年には約160万に、さらに近年は約30万円で推移しており、廃棄物の減量とともにコストの大幅な削減につながっています。





2 廃棄物の43種類分別によるゼロエミッション

○一目でわかる分類写真を活用して分別を徹底

リサイクル推進のため43種類の分別を行っています。誰でも一目でわかるように廃棄物の分類写真を各所に掲示して混入を防止しています。

- ・ 社内の自動販売機から出るペットボトルやアルミ缶・スチール缶などのほか、ダンボールや古紙（コピー用紙・新聞紙・カタログや冊子等）についても全量リサイクル化し、有価物として引き取ってもらっています。
- ・ 生産工程で発生する、はんだ屑（有鉛・無鉛）などの非鉄金属類は有価物化を実施。廃液・廃油についてもリサイクル業者を選定して取引を行い、はんだ付着物や電線類も同様に有価物として取引しています。



各部署の廃棄コーナー

3 言葉だけでなくビジュアルによる従業員への意識付け

資源循環を含む環境保護の重要性を全従業員に意識づけるため、言葉だけではなくビジュアルも必要と考え、VM（ビジュアルマネジメント＝目で見る管理）に取り組んでいます。



社員食堂設置の環境VMコーナー

社員食堂や各部署に環境VMコーナーを設け、各取組内容やイベントのお知らせなどを掲示して従業員の周知を図っているほか、新たな取組などは、各課の環境委員が朝礼時等に直接伝達しています。

また、新たに入社する従業員に対する教育にも環境取組に関する内容を組み込み、海外実習生も含め廃棄物の分別等についての教育を行っています。

4 「ありがとうカード」（従業員を“褒める”仕組み）

従業員のちょっとした行為に対して上司が感謝の気持ちを形に表し、「ありがとうカード」を渡す取組を2010年度から実施しています。（カード1枚で約350円程度の商品リストから好きなものが選べます。）

従業員の環境活動への参加に対してもカードを授与し、従業員の参加意識を向上させています。



「ありがとうカード」



取組事例 2

株式会社ユニバース (八戸市、小売業)

平成30年度循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰受賞
 平成29年度青森県循環型社会形成推進功労者表彰受賞 (青森県)
 平成24年度もったいない・あおり賞受賞 (青森県)

1 レジ袋無料配布中止の取組

○長年にわたるレジ袋無料配布中止の成果

平成21年2月から青森県内全店においてレジ袋の無料配布中止(有料化)に取り組んでおり、平成29年度だけでもおよそ3千万枚、過去5年間ではおよそ1億5千万枚のレジ袋が削減されました。

平成25年度から平成29年度までのレジ袋削減枚数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
27,617,062枚	28,983,201枚	30,287,349枚	30,776,048枚	31,100,337枚	148,763,997枚

○資源ごみ回収ステーション設置団体への寄付

平成21年2月から取り組んでいるレジ袋無料配布中止(有料化)について、平成22年度からは、有料レジ袋販売の収益金を環境貢献活動として県民に還元するため、紙類等の「資源ごみ回収ステーション」を設置する市町村や町内会等への寄付活動を行っています。

平成30年度においては、寄付先7団体に対し、合計でおよそ110万円の寄付金を贈呈し、平成22年度以降の寄付先は72団体となりました。

2 店舗でのECO活動

○リサイクルボックスの設置

店頭でリサイクルボックスを設置しており、発泡スチロールトレイ、透明容器・フタ、牛乳パック、アルミ缶等を回収しています。また、古紙回収については、持ち込んだ紙類の重さによってポイントを付与しており、利用客が持ち込みやすい仕組み作りにも尽力しています。



平成29年度回収量

	トレイ	透明容器・フタ	牛乳パック	アルミ缶
回収量	85,691kg	63,091kg	109,705kg	196,559kg

○商品の簡易包装によるごみの減量化

包装の省略化や簡易のしの活用によって、ごみの減量化に努めています。

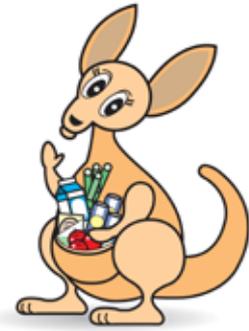




青森県全体でのレジ袋無料配布中止の取組

青森県では、平成20年度から事業者、事業者団体、及び協力団体と協力協定を締結してレジ袋の無料配布中止を推進しています。平成20年度から29年度までの取組で削減されたレジ袋は累計で約9億6千万枚となり、積み重ねると、岩木山（1,625m）を約18個重ねた高さ（※）になります。

※レジ袋1枚当たりの厚さを0.03mmとして推計



レジ袋協定事業者一覧（平成31年3月31日現在）

〔食品スーパー〕

青森県庁消費生活協同組合、青森県民生活協同組合、（株）伊徳、（株）スーパーカケモ、（株）スーパーストア、生活協同組合コープあおもり、（有）ファミリーマートさとう、（株）マエダ、マックスバリュ東北（株）、（株）ユニバース、（株）よこまち、協同組合金木商業開発、（有）やまはる

〔総合スーパー〕

イオンスーパーセンター（株）、イオンリテール（株）、（株）イトーヨーカ堂

〔百貨店〕

（株）さくら野百貨店、（株）中合三春屋店、（株）中三

〔ホームセンター〕

（株）コメリ、（株）サンデー、DCMサンワ（株）

〔クリーニング店〕

（株）東洋社、太洋舎商事（株）、ニュークリーンファミリー、（社福）青森県コロニー協会、ロイヤルネットワーク（株）

〔青森県菓子工業組合〕 11事業者

〔青森県洋菓子協会〕 9事業者

〔八戸菓子商工業組合〕 9事業者

〔大学生協〕 弘前大学生生活協同組合、弘前学院生活協同組合

〔協力団体〕

特定非営利活動法人青森県消費者協会、青森県地域婦人団体連合会、青森県生活学校連絡協議会、青森県食生活改善推進員連絡協議会、青森県生活協同組合連合会、青森県地球温暖化防止活動推進センター、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、青森県市長会、青森県町村会



取組事例 3

田中建設株式会社（十和田市、建設業）

平成29年度もったいない・あおり賞受賞（青森県）

1 ごみ排出量の「見える化」

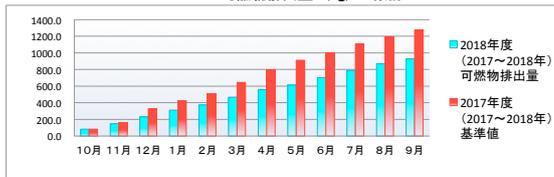
事業所から排出される可燃ごみについて「可燃物目標管理表」を作成し、毎月の排出量を把握しています。

また、目標を設定するとともに、毎月の排出量を基に表及びグラフを作成して従業員に示すことによって、排出量の「見える化」に努めています。

可燃物排出量 (kg) 月別

	2018年度 (2017~2018年) 可燃物排出量	2017年度 (2017~2018年) 基準値	2017年度 同月比	新聞(kg)	雑誌(kg)	段ボール(kg)
10月	82.4	75.6	109.0%	54	10	46
11月	64.8	67.0	96.7%	80	110	290
12月	82.4	101.0	81.6%	80	125	165
1月	82.4	74.6	110.5%	280	0	30
2月	61.5	82.9	74.2%	0	0	30
3月	93.9	93.7	100.2%	0	200	100
4月	88.9	95.1	93.5%	133	127	60
5月	56.5	57.1	98.9%	220	40	40
6月	90.3	87.5	103.2%	0	0	30
7月	87	82.7	105.2%	147	63	60
8月	78.9	72.0	109.6%	190	0	110
9月	58.5	87.1	67.2%	55	55	0
計	927.5	976.3		1,239	730	961
平均	77.3	81.4	95.8%	103	61	80

可燃物排出量 (kg) 累計



新聞・雑誌・段ボール 排出量 (kg) 累計



2 独自のポスターでの啓発活動

環境保全に向けた行動についてインパクトのあるポスターを作成して社内掲示し、職員への環境配慮を促しています。



節電、消し忘れ確認ポスター



資源の有効活用ポスター



印刷機の使い方ポスター

3 環境に配慮した工法での施工

法面保護の工事等において、植物の生育が可能な改良土を用いた吹付材を使用した環境に配慮した新しい工法を採用しています。シート養生が不要でシート材やモルタル殻等の廃棄物が発生しないため、廃棄物発生量を大幅に削減することができます。



カットシヨップシヨーン (青森市、サービス業)

平成27年度もったいない・あおもり賞受賞 (青森県)

1 廃棄物減量化の工夫

○カラー剤・パーマ液減量化の取組

- ・ カラー剤の廃棄削減のため残量0gを目指し、使用カップの残量を毎回計測して、毎月累計値を算出しています。算出データは翌日の朝礼で担当者が報告して全員で共有し、スタッフの意識改革を促すことにより残量削減に努めています。
- ・ パーマ液のアプリケーター（スポイト）に薬剤使用量の目安目盛りを書き入れ、無駄使いによる廃棄削減に努めています。
- ・ ゆるい粘性のストレート剤は通常、カップに出して刷毛で塗布しますが、スポイトを使うことでピンポイントに塗布することができ、使いすぎや出しすぎを防止しています。
- ・ カラー施術では、従前アルミホイルを用いていたローライト塗布技術を、再利用可能なカラーパレットを使用する技術に改良、仕上がりの改善とともに廃棄物の減量につながられています。



ストレート剤
(カップ)



ストレート剤
(スポイト)

○グリーン購入の推進

- ・ カルテ用紙、OA用紙には、再生紙を使用しています。
- ・ パーマ施術時のロッドワインディングペーパーは、再利用ペーパーを使用しています。
- ・ 店内散髪掃除用のほうきは、古くなったらラバー部分のみ交換可能なラバー箒を使用しています。
- ・ カルテ記入や事務に使うペンには、替え芯を使用しています。

2 独自の啓発活動

○環境への配慮を呼びかける取組

- ・ 営業にかかるエネルギーコストについて毎月のミーティングで報告し、全員が把握できるように情報提供して関心を持つように促しています。
- ・ 朝礼でムダの排除に関する心がけなどを呼びかけています。
- ・ お客様ご来店時に配布する、オリジナルのフリーペーパーに環境関連のコーナーを設け、啓発活動を行っています。



青森県庁の取組

1 地球にやさしい青森県行動プランの策定

青森県では一事業者としての立場から、省エネや3Rなど環境に配慮した取組を率先して実践するための計画として「地球にやさしい青森県行動プラン」を策定しています。本計画では、「廃棄物の減量・リサイクル、適正処理の推進」を重点取組項目として位置づけ、3Rに取り組んでいます。

その結果、平成29年度のコピー用紙の使用量は、平成26年度と比較して約370万枚削減されたほか、平成28年度に廃棄物の分別手順書を見直した際には、一般廃棄物（可燃物）の排出量が前年度比で合計約9%減、本庁舎では約35%削減されるなど、取組の成果が着実に現れています。

2 個人、所属、庁舎管理所管所属それぞれの役割に応じた取組で3Rを推進

【個人での取組例】

- 紙類の使用抑制（両面印刷、集約印刷の実施、電子データ活用によるペーパーレス化等）
- 紙類の再使用（庁内用として使用済み封筒を使用等）
- 紙類の分別（両面使用済みコピー用紙、新聞、ミックス系古紙（雑紙等）の分別等）
- 使い捨て製品の使用抑制（マイバッグ、マイボトルの使用等）

【所属での取組例】

- 紙類の使用抑制（資料の簡素化、共有化の推進等）
- 紙類の再使用（コピー機のトレーの一つを片面使用済み用紙に設定する等）
- 事務用品・備品の長期使用等（定期的な点検・整備・修繕等による製品の長期使用等）
- 廃棄物の適正処理（ごみ分別手順に従った適正処理）

【庁舎管理所管所属】

- ごみ分別手順の作成・周知、庁舎から排出される廃棄物の適正処理
- 回収した古紙類の古紙回収業者への引渡等

<行動プランに掲げるその他の主な取組>

- 物品やサービスの調達に当たっての環境配慮（青森県環境物品等調達方針に基づくグリーン購入、青森県認定リサイクル製品の優先使用）
- 地球にやさしい公共事業の実施（環境への影響が少ない工法採用、建築副産物の再利用等）



古紙類分別箱

3 取組実績を定期的に点検・評価

廃棄物の発生量やコピー用紙等の使用量実績確認のほか、具体的な行動を確認するための「環境行動『自己チェックシート』（職員用）」、「環境行動『チェックシート』（所属用）」を作成し、年2回、個人単位及び所属単位での取組の点検を行っています。このほか、職員に対する研修を実施し、各職員の取組を徹底させています。

詳しくは青森県のホームページをご覧ください。

【地球にやさしい青森県行動プラン】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyokodoplan.html>



オフィス町内会のご案内

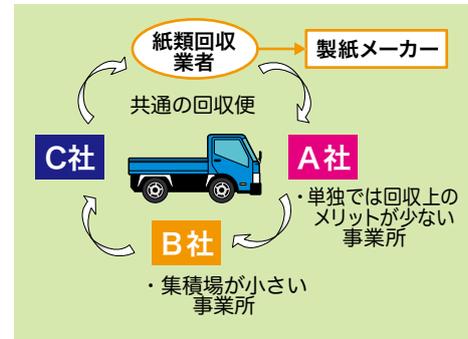


オフィス町内会とは

「オフィス町内会」とは、複数の事業所が協力し合い、共通の回収便を事業所間で運行することで、紙類回収業者の運送費に見合うように、量的、コスト的にメリットを生み出す方式です。

オフィス町内会では、会員となっていたいただいた排出事業者のもとに、会員である回収業者が回収便を運行し、紙類を回収します。回収した紙類は製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用（リサイクル）されることになります。

現在、県内4地域においてオフィス町内会が設置され、年間約1,050トン（平成29年度）の紙類が回収されています。



利用相談申込窓口（4地区）

青森オフィス町内会

窓口：(株)伸和産業 青森西営業所
（電話：017-787-3455）

弘前地区オフィス町内会

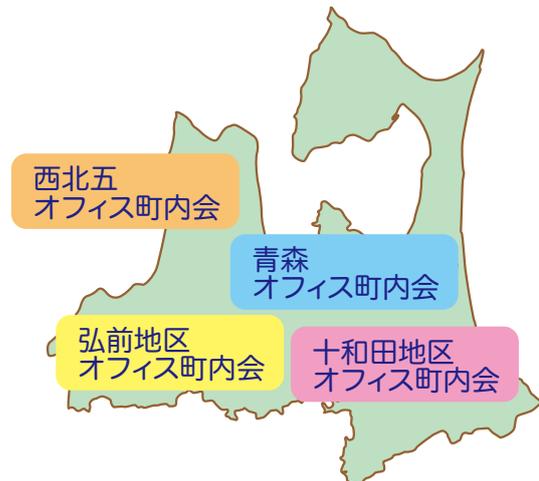
窓口：(株)伸和産業
（電話：0172-35-5255）

西北五オフィス町内会

窓口：(株)西北五クリーン社 鶴田営業所
（電話：0173-22-2011）

十和田地区オフィス町内会

窓口：(株)遠藤商店
（電話：0176-23-4850）



オフィス町内会に参加するメリット

1 事業活動に伴う経費の削減

可燃ごみとして処理する場合、通常、市町村では有料で処理されることとなりますが、このシステムでは**無料**で回収するので、コストダウンにつながります。

2 環境活動への貢献によるイメージアップ

オフィス町内会に参加し、紙類のリサイクルに積極的に取り組むことにより、企業や地域のイメージアップにつながります。

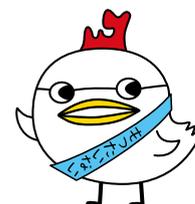
詳しくは青森県のホームページをご覧ください。

【オフィス町内会～オフィス・事業所の古紙を回収します！～】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/aomori-office-chonaikai-00.html>



もったいない・あおりエコ事業所 エコショップ認定制度のご案内



もったいない・あおり県民運動
キャラクター「エコ」

青森県では、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業所を「もったいない・あおりエコ事業所・エコショップ」として認定し、事業者による自主的かつ継続的な環境配慮の取組を促進しています。

①「あおりECOにこオフィス・ショップ」と②「あおり食べきり推進オフィス・ショップ」の両方またはどちらか一方でも認定を受けることができます。

A あおりECOにこオフィス・ショップ (プレミアムあおりECOにこオフィス・ショップ)

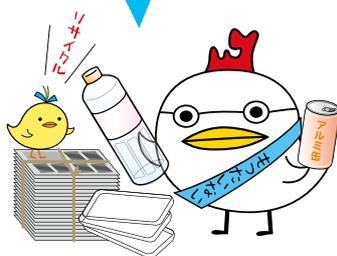
認定要件：次のうち、5つ以上（プレミアムは10以上）の取組を実施している事業者

省エネルギー・ 省資源対策



- ①冷暖房温度等の適正管理
- ②省エネ型照明等の導入
- ③環境保全型商品の開発等
- ④低燃費・低公害車等の導入
- ⑤エコドライブの実践・
ノーマイカーデーの実施
- ⑥再生可能エネルギー等の利用

廃棄物減量化・再利用・ リサイクルの促進



- ⑦グリーン購入の推進
- ⑧紙の使用量削減、古紙リサイクルの推進
- ⑨廃棄物の減量化・分別・リサイクルの推進
- ⑩容器包装の削減
- ⑪資源ごみの店頭回収
- ⑫マイバッグの持参促進
- ⑬マイはし・マイボトル等の持参促進
- ⑭修理サービスの提供

その他 環境配慮への取組



- ⑮従業員への環境教育等の実施
- ⑯環境保全活動の実施
- ⑰地産地消の促進
- ⑱環境マネジメントシステム導入
- ⑲環境保全担当部署の設置
- ⑳その他環境に配慮した取組

エコな取組を実施することで、事業所にもこんなメリットがあります

認定要件⑤（エコドライブの実践・ノーマイカーデーの実施）

社員の徒歩・自転車通勤を推奨することで、社員の健康増進につながります。
また、公共交通機関の利用を推奨することで、移動時間を有効に活用することができます。

認定要件⑨（廃棄物の減量化・分別・リサイクルの推進）

廃棄物の減量化に努めることで、事業所の経費の削減につながります。
特に、紙ごみは、燃えるごみと分別してリサイクルすることで、経費削減につながります。

認定要件⑯（環境保全活動の実施）

清掃活動等の環境保全活動を実施することで、地域に貢献し、事業所のイメージアップにつながります。



B あおもり食べきり推進オフィス・ショップ

認定要件：次のうち、1つ以上の取組を実施している事業者

①食品ロス削減に向けた普及啓発

県が配布するポスター等の掲示、大・中・小メニューの設定、宴会時の食べきりの呼びかけなど

②食品ロス削減に向けた工夫

ばら売りや少量パック販売、賞味・消費期限の近い商品の値引き販売、小盛り・ハーフサイズメニューの設定、食材の使い切りなど

③食品廃棄物のリサイクル

店舗や社員食堂等から発生する食品廃棄物の堆肥化等のリサイクルなど

④その他食品ロス削減につながる取組

食べ残しの持ち帰り対応、ホームページ等での取組の紹介、フードバンクへの食料提供など



食品ロス削減の取組を実施することで、事業所にもこんなメリットがあります

認定要件①（食品ロス削減に向けた普及啓発）

宴会時に、3010運動等を実践し、料理の食べきりを呼びかけることで、宴会時の食品ロスと処理コストを削減し、宴会料理の量よりも質を高めることができます。

認定要件②（食品ロス削減に向けた工夫）

小盛り・ハーフサイズメニューの設定で、食べ残しを削減でき、後片付けの手間も減らすことができます。

認定要件③（食品廃棄物のリサイクル）

店舗や社員食堂から出る食品廃棄物を堆肥化し、できた堆肥を使ったエコ花壇でお客様をお出迎え。会社の新たなPRにつながります。

認定を受けるとこんなメリットがあります

- ・県から認定証及び認定ステッカーを交付します。プレミアムはステッカーがプレミアム仕様になります。
- ・県のHP等を通じて、県民に事業所の取組をPRします。
- ・優れた取組を行う事業者を、「もったいない・あおもり賞」として表彰します。
- ・あおもりECOにこオフィス・ショップのロゴマークを事業所の印刷物等に使用できます。



地球温暖化対策、廃棄物の減量・リサイクル、食品ロス削減の取組は、自社のメリットにもつながります。この機会に取組を行い、県から認定を受けてみませんか？認定を受けて、あおもりの環境を次世代につなぐ架け橋となりましょう！

未来を変える
賢い選択



COOL
CHOICE

もったいない・あおもり県民運動

「COOL CHOICE」とは

環境省が中心となって推進している国民運動。一人ひとりが地球温暖化対策につながるような「賢い選択」をすることで、温室効果ガス排出量を減らしていこうというものです。

平成30年4月に県及び各種団体で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」は、国民運動「COOL CHOICE」に呼応し、「COOL CHOICEあおもり宣言」を採択しました。

県では、「COOL CHOICEあおもり」を合言葉に、県民総参加で省エネルギーやごみの減量、リサイクルなどの環境配慮行動の実践及び普及を推進しています。

青森県環境生活部環境政策課

平成31年3月発行

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL 017-734-9249 (直通) FAX 017-734-8065

E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>